

緑の学校助成要綱

1. 目的

森林に興味を持つ子どもたちや学生を対象に、森林についての多様な学習の機会を提供することにより、森林の機能や役割を学び、森林を守り育てていく心と知識をはぐくみ、県民参加の森づくり活動の推進につなげるものとする。

2. 対象団体

森林環境教育活動を行う小・中・高等学校・大学及び森林・林業関係団体（以下「実施団体」という。）とする。

3. 事業対象

小・中・高等学校・大学の児童・生徒・学生等を対象として実施する以下の活動に対し助成する。

- (1) 森林の機能や役割に関する学習
- (2) 森林整備・自然観察等による体験活動を通じた学習
- (3) その他必要な活動

4. 対象経費

区 分	対 象 経 費
報 償 費	指導者謝金
旅 費	指導者旅費の実費弁償費用
需 要 費	印刷製本費、消耗品費（講習会用文具等）、資材費（講習会用教材等）、その他
役 務 費	通信運搬費
保 険 料	傷害保険料
使用料及び賃借料	会場使用料、作業用具借上げ費 車両借上げ費

5. 助成金額

予算の範囲内とする。

6. 事業申請

実施団体は、助成申請書（別記様式）を事業実施前に緑推へ提出する。

7. 交付決定

緑推は、申請書を審査の上、助成額を決定し、文書により実施団体に通知する。

8. 実績報告

実施団体は、事業が完了したときは、完了日から30日以内又は当該年度末のいずれか早い期日までに、実績報告書（別記様式）を緑推に提出する。

なお、実績報告書には、写真（活動の様子等）及び参加者の名簿を添付する。

9. 助成金の交付

緑推は、実施報告書を審査の上、助成額を決定し、確定額を実施団体の指定口座に支払う。

10. 関係書類等について

事業に係る関係書類は2年間保存する。

附則 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

この要綱は、令和元年4月1日から施行する。